

船橋市営住宅家賃等滞納整理事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市営住宅条例（平成9年船橋市条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、家賃、駐車場使用料、実費徴収金及びその他の債権（以下「家賃等」という。）のうち、本来の納付期限までに納付されなかった場合における事務を適切に処理するため、必要な事項を定める。

(督促)

第2条 市長は、家賃等を本来の納付期限までに納付しない市営住宅入居者（以下「滞納者」という。）に対し、条例第18条及び船橋市営住宅条例施行規則（平成9年船橋市規則第34号。）第18条の規定により、当該納付期限後30日以内に督促状を発送しなければならない。

- 2 前項の規定による督促において指定する納付期限は、当該督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。
- 3 市長は、家賃等を口座振替により納付している者の家賃等が収納できなかった場合は、納付書を督促状に同封して発送する。

(納付指導等)

第3条 市営住宅を主管する課長（以下「主管課長」という。）は、滞納者及び当該滞納者の連帯保証人に対して、電話、訪問及び文書により隨時納付の指導を行い、早期に滞納を解消するよう努めなければならない。

また、滞納者の生活状況や滞納理由を確認し、滞納者が生活困窮等の状態であると認められる場合は、生活状況の改善を図るため、当該滞納者に対し、市の福祉部局及び福祉関係団体等の窓口を案内する。

(催告)

第4条 市長は、滞納者に対し、毎年3回、催告書（第1号様式）を発送するものとする。

- 2 前項の規定による催告において指定する納付期限は、当該催告を発した日から10日を経過した日とする。
- 3 市長は、第1項に規定する催告を発送するときは、既に発生した履行の遅滞に係る遅延損害金を併せて請求するものとする。

4 前項の遅延損害金に係る納付期限は、第2項を準用するものとする。

(連帯保証人への催告)

第5条 市長は、入居者が家賃等を3月以上滞納したときは、当該入居者の連帯保証人に対し、連帯保証人催告書（第2号様式）を発送するものとする。

2 前項の連帯保証人催告書において指定する納付期限は、当該連帯保証人催告書を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(履行延期の特約)

第6条 履行期限を延期する特約は、この要綱に定めのないものについて、船橋市債権管理条例（平成23年船橋市条例第18号）及び船橋市債権管理条例施行規則（平成23年船橋市規則第78号）の規定により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する履行延期の特約を認める場合、債務の承認及び納付誓約書（第3号様式）に納付計画を記載のうえ提出させ、当該納付計画により納付書を発行するものとする。

3 市長は、第1項に規定する履行延期の特約を認めるときは、債務の承認及び納付誓約書の提出があった日から1年以内（市長がやむを得ない理由があると認めるときは、3年以内）において、その延期に係る履行期限を定めるものとする。ただし、更に履行延期の特約を認めることを妨げない。

4 主管課長は、第2項の規定により発行した納付書の納付期限を経過後も支払いがない場合は、電話、文書及び訪問等により納付を促すものとする。

(金銭債権訴訟に係る通告)

第7条 条例第42条第1項第2号に該当するが、市長が同項に規定する明渡しを請求しないこととした滞納者のうち、履行延期の特約をしていない家賃の滞納が6月以上となった滞納者及び連帯保証人に対し、金銭債権訴訟に係る通告書（第4号様式）を配達証明付郵便により発送できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、この限りでない。

- (1) 疾病又は怪我により3月以上の療養が必要になり、多額の出費が認められる者
- (2) 主たる生計維持者の死亡により家賃等の納付が困難であると認められる者
- (3) 不慮の災害により多額の出費が認められる者
- (4) その他やむを得ない事情があると市長が認める者

2 第1項の金銭債権訴訟に係る通告書の納付期限は、当該金銭債権訴訟に係る通告

書を発した日から起算して 10 日を経過した日とする。

- 3 主管課長は、第 2 項の納付期限を経過しても支払いがない滞納者について、債権管理条例第 9 条第 3 号に規定する措置を取るよう債権管理課長へ依頼できるものとする。
- 4 現に市営住宅に入居している者及び当該入居者の連帯保証人の債権については、船橋市債権管理に関する事務取扱要領第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規定は適用しない。ただし、債権管理課において管理すべき特別な事由が生じた場合は、この限りではない。

(退去滞納者等への事務処理)

第 8 条 主管課長は、市営住宅を退去した滞納者（以下「退去滞納者」という。）及び当該連帯保証人に対し、次の各号に掲げる事務処理を行う。

- (1) 現住所を確認できている者については、催告書及び電話等により債権の支払いを求め、必要に応じて誓約書を提出させること。
 - (2) 現住所の確認ができない者については、住民票又は戸籍の全部事項証明（戸籍の附票の写しを含む。）等を取得し、現住所の確認後、前号に規定する事務処理を行うものとすること。
- 2 前項に規定する事務処理を行ったにもかかわらず、滞納家賃等の支払い又は支払いの意思が確認できない場合は、金銭債権訴訟に係る通告書（第 4 号様式）を配達証明付郵便により発送できるものとし、債権管理課と協議のうえ、債権管理課長に滞納家賃等の支払いを求める法的措置を取るよう依頼できるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の場合は、この限りでない。
 - (1) 疾病又は怪我により 3 月以上の療養が必要になり、多額の出費が認められる者
 - (2) 主たる生計維持者の死亡により家賃等の納付が困難であると認められる者
 - (3) 不慮の災害により多額の出費が認められる者
 - (4) その他やむを得ない事情があると市長が認める者

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。